

労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS

検索



対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう



1. リスクアセスメントの実施時期

(安衛則第34条の2の7第1項)

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

<法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更したり**するとき
 - 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したり**するとき
 - 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
- ※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

<指針による努力義務>

- 1.労働災害発生時
※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 3.**過去にRAを実施したことがない**とき
※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

2. リスクアセスメントの実施体制

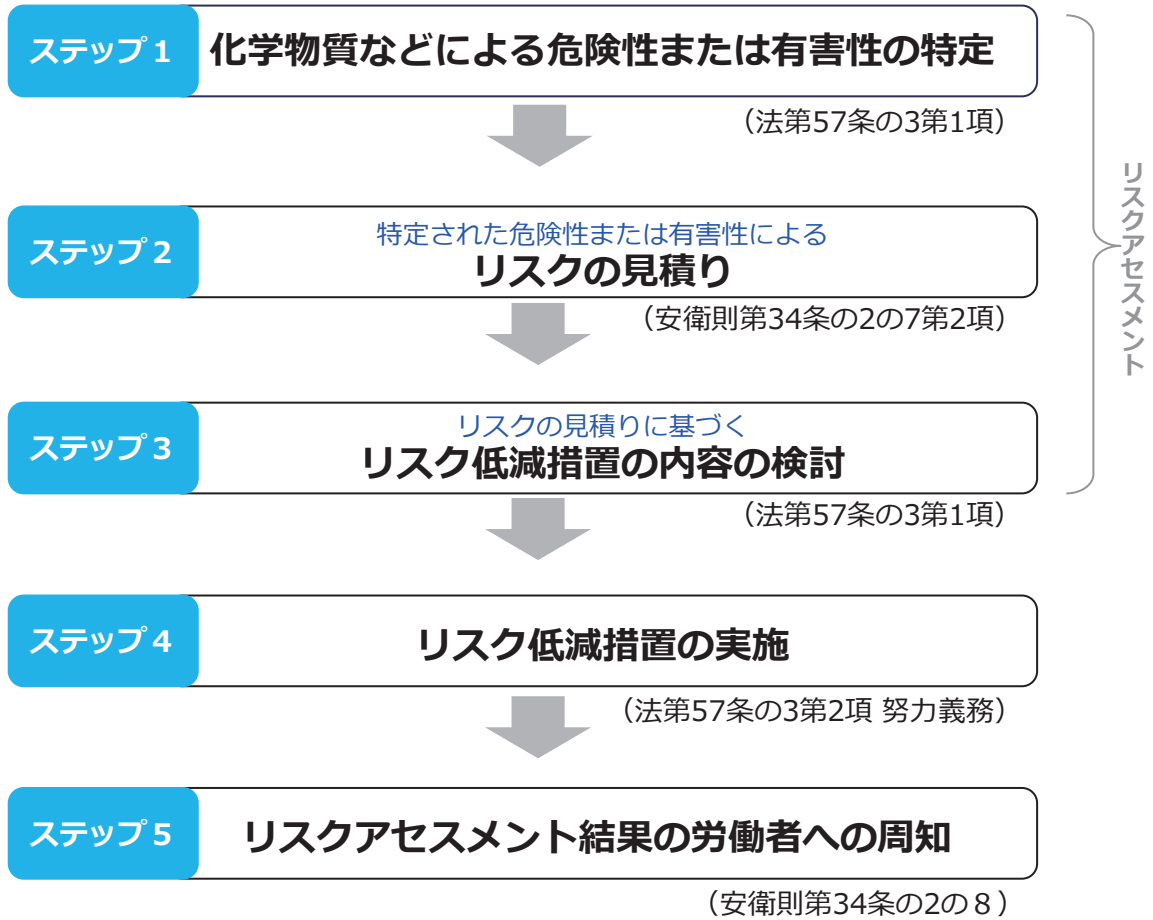
リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

| 担当者 | 説明 | 実施内容 |
|--------------------------------|---|---|
| 総括安全衛生管理者など | 事業の実施を統括管理する人(事業場のトップ) | リスクアセスメントなどの実施を統括管理 |
| 安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など | 労働者を指導監督する地位にある人 | リスクアセスメントなどの 実施を管理 |
| 化学物質管理者 | 化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名 | リスクアセスメントなどの 技術的業務を実施 |
| 専門的知識のある人 | 必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人 | 対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画 |
| 外部の専門家 | 労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニストなど | より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、 技術的な助言を得るために活用が望ましい |

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人(外部の専門家を除く)に対し、必要な教育を実施するようにします。

3. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



| | | |
|-----------|---|---|
| (製品の名称) | △△△製品 | ○○○○ |
| (絵表示) |  |  (注意喚起語) 危険 |
| (危険有害性情報) | ・ 引火性液体及び蒸気 | ・ 吸入すると有毒 |
| (注意書き) | 取扱い注意 (供給者の特定) | |
| | ・ 火気厳禁 | ・ 防爆構造の器具を用いる |

化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

| | |
|---------------|--------|
| 事業場名 | 点検実施日 |
| 責任者名（衛生管理者など） | 担当者職氏名 |

| 1.事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了 | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 2.その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください | | | | | | | | | | |
| 3.その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他 | ⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！ | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質名</th> <th>CAS番号(SDSに記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> | 化学物質名 | CAS番号(SDSに記載) | () | () | () | () | () | () | () | () | <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 化学物質名 | CAS番号(SDSに記載) | | | | | | | | | | |
| () | () | | | | | | | | | | |
| () | () | | | | | | | | | | |
| () | () | | | | | | | | | | |
| () | () | | | | | | | | | | |
| 4.その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | | | | | | | | |
| はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | | | | | | | | |
| いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | | | | | | | | |
| 5.リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。 危険性についての方法 → <input type="checkbox"/> 災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） <input type="checkbox"/> 法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/> その他 有害性についての方法 → <input type="checkbox"/> ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/> コントロール・バンディング <input type="checkbox"/> ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 危険性 <input type="checkbox"/> 有害性 | | | | | | | | | | |
| 6.リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう | | | | | | | | | | |
| 7.SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう | | | | | | | | | | |
| 8.SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | | | | | | | | | | |

<化学物質管理に関する相談窓口>

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索